

わたしの避難計画

避難の知識ブック

災害からの避難について
知識を深めたい方は内容を確認しよう

風水害（河川氾濫・土砂災害）について

河川氾濫



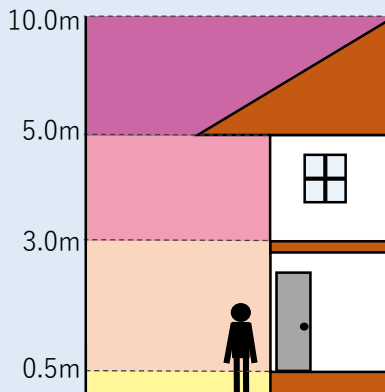
河川氾濫のハザードマップは、大雨で河川が氾濫した場合に、どの位の深さで浸水するかを色別で示すとともに、氾濫した水の勢いで家が倒壊するおそれがある範囲を示しています。

○浸水深と避難の目安

浸水深	実際の状況
5.0m～10.0m未満	2階の軒下以上が浸水する
3.0m～5.0m未満	2階の軒下程度まで浸水する
0.5m～3.0m未満	床上から1階程度まで浸水する
0.5m未満	大人の膝下程度まで浸水する

浸水のおそれがある場合は、**浸水しない安全な場所へ避難が必要**です。

ただし、以下の「3つの条件」が確認できれば、浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です。



「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない

(入っていると…)



流速が速いため、木造家屋は倒壊するおそれがあります

地面が削られ家屋は建物ごと崩落するおそれがあります

② 浸水深より居室は高い



③ 水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分

(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になるほか、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

出典：内閣府ホームページ

○注意点

河川が氾濫していなくても、大雨で雨水が川に排水できず、低い土地が浸水する場合があります。

自宅周辺で大雨が降っていないくても、上流に降った大雨で河川が氾濫する場合があります。

風水害（河川氾濫・土砂災害）について

土砂災害



土砂災害のハザードマップは、大雨で土砂災害が発生した場合に被害のおそれのある範囲として、土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」に指定されている範囲を示しています。

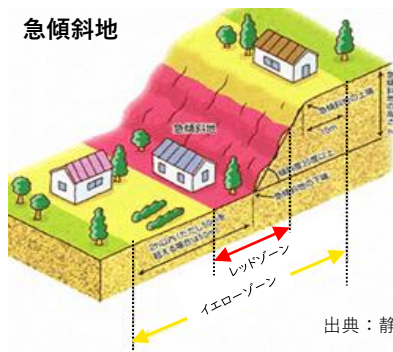
○指定区域の種類

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

土砂災害が発生したときに**建物の破壊**が生じ、身体に**著しい**危害が生じるおそれのある地域

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

土砂災害が発生したときに**生命や身体**に危害が生じるおそれのある地域



出典：静岡県ホームページ 区域指定の流れ

○特徴と前兆現象

土砂災害には以下の特徴があり、いずれも発生してから避難することが難しいので、**事前に土砂災害のおそれがある場所から立ち退き、安全な場所へ避難**することが必要です。

- 急傾斜地 **突然斜面が崩れ落ちる**ため、逃げ遅れる人が多く被害が大きい
- 前兆現象 **崖にひび割れができる、小石が落ちてくる、地鳴りがする**など

避難のタイミング・避難に関する情報について

○町から発令される避難情報

避難情報は、「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」の3種類です。災害リスクがある場所にいる人のうち、避難に時間がかかる人は「高齢者等避難」、それ以外の人は「避難指示」が避難のタイミングになります。

避難情報	警戒レベル	住民がとるべき行動
緊急安全確保	レベル5	・ ただちに命を守る最善の行動をとる ※高層階や強固な建物・高い建物に避難する
避難指示	レベル4	・ 全ての住民が避難を完了させる
高齢者等避難	レベル3	・ 高齢者等の 避難に時間がかかる人は避難を開始 する

○避難の参考になる情報（河川氾濫）



国や県が管理している河川では、川の水位の状況や洪水予報（今後の見込み）を発表している河川があります。

また、川の水位の様子をカメラで公開している河川もあります。

これらの情報を活用して、**町からの避難情報を待たずに自主的に避難行動することも重要**です。

情報	発表基準	住民がとるべき行動
氾濫発生情報 (洪水警報)	・ 氾濫の発生	・ ただちに命を守る最善の行動をとる ※河川や水路から離れ、高層階や強固な建物・高い建物に避難する
氾濫危険情報 (洪水警報)	・ 氾濫危険水位 に到達	・ 自治体からの 避難指示 の発令に留意し、発令されていなくても 早めに避難 をする
氾濫警戒情報 (洪水警報)	・ 一定時間後に 氾濫危険水位 到達が見込まれる ・ 避難判断水位 に到達し、 水位上昇 が見込まれる	・ 自治体からの 高齢者等避難 の発令に留意し、高齢者以外の方も 避難準備 ができ次第、 避難の判断 をする
氾濫注意情報 (洪水注意報)	・ 氾濫注意水位 に到達し、 水位上昇 が見込まれる	・ 災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認する

避難のタイミング・避難に関する情報について

国交省の川の防災情報や県のサイポスで川の水位やカメラ映像が確認できます。



水位
(湯日川千草橋)

水位
(坂口谷川橋)



河川カメラ
(大井川)



川の防災情報 (国土交通省)

凡例 (一部)

- 水位観測
- 水位計
- ダム諸量
- 雨量
- 水質
- 海岸
- 積雪深
- 河川カメラ

○避難の参考になる情報 (土砂災害)



土砂災害警戒情報

大雨により、命に危険が及ぶ災害が発生してもおかしくない状況になったときに、県と気象庁が共同で発表するものです。(この情報は市町ごとに発表されます。) 避難を判断するための重要な情報となります。

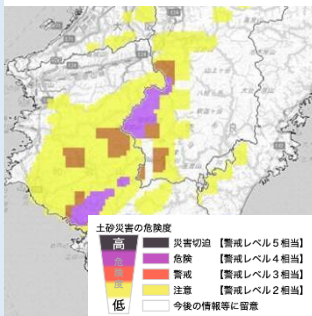
土砂災害の危険度は「土砂キキクル」で確認できます。

土砂キキクルの表示が**紫色の「危険」**を示している場合、影響が予測される土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域にお住まいの方は、速やかに避難を開始しましょう。



土砂キキクル
(吉田町)

土砂キキクルのイメージ



出典：気象庁 ホームページ

キキクルの色	住民がとるべき行動
黒 (災害切迫)	<ul style="list-style-type: none"> ・命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況のため、土砂災害警戒区域等の外へ避難する
紫 (危険)	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域外の安全な場所に全ての住民が避難を完了させる
赤 (警戒)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間がかかる人は土砂災害警戒区域外へ避難を開始する
黄 (注意)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動を確認する。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する


避難先について

○避難先の選び方




「避難」って何すればいいの？

小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。「避難」とは「難」を「避」けること。下の4つの行動があります。



行政が指定した避難場所への立退き避難


自ら携行するもの
・マスク
・消毒液
・体温計
・スリッパ 等



安全な親戚・知人宅への立退き避難

普段から災害時に避難することを相談しておきましょう。

※ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。




普段からどう行動するか決めておきましょう

安全なホテル・旅館への立退き避難

通常の宿泊料が必要です。事前に予約・確認しましょう。

※ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。




屋内安全確保

ハザードマップで以下の「3つの条件」を確認し自宅にいても大丈夫かを確認する必要があります。


— — — 想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある区域では立退き避難が原則です。



「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない
(入っているとは...)



流速が速いため、木造家屋は倒壊するおそれがあります



地面が崩れれば家屋は建物ごと崩落するおそれがあります

② 浸水深より居室は高い

3・4階	5m～10m未満 (3階以上浸水～4階以下浸水)
2階	0.5m～5m未満 (2階上～1階下浸水)
1階	0.5m～0.8m未満 (1階上～1階下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分
(十分じゃないと...)

水、食糧、薬等の確保が困難になるほか、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や②水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

5

出典：内閣府 ホームページ

地震について

地震



地震のハザードマップは、地震が発生した場合の震度（揺れ方）や液状化の危険性などを色別に表示しています。

○震度（揺れ方）

強い揺れにより、建物やブロック塀などが倒壊し、**身体に危害が生じるおそれ**があります。

震度5弱



震度5強



震度6弱



震度6強



震度7



○地震発生時の行動

屋外

- ・手荷物などで頭を守る
- ・建物、電線、ブロック塀等から離れる
- ・津波に備え、沿岸部から離れる
- ・がけ崩れに備え、斜面から離れる

屋内

- ・机の下にもぐる
- ・扉を開けて避難経路を確保する
- ・ガラスや棚、家具から離れる
- ・火の始末をする

○液状化

液状化とは、地震によって地盤がやわらかくなり、安定性を失う現象です。埋立地や旧河道等で発生しやすく、液状化すると建物が沈下したり、道路では段差やマンホールの浮き上がりが発生するなど、**避難の際に通行の妨げとなる可能性**があります。



津波について

津波



海底で地震が発生すると引き起こされ、波が反射を繰り返すことで複数回来襲します。1回目の津波が一番高いとは限らないため、**いち早く避難することが重要！！**

○避難の参考になる情報（津波）

津波による浸水のおそれがある場所にいる人は、地震で強い揺れを感じたら、**市町からの避難情報にかかわらず、直ちに避難**する必要があります。また、強い揺れを感じなくても、津波注意報など（下表）の情報が発表されたら、直ちに避難する必要があります。

種類	発表される津波の高さ		とるべき行動
	数値での発表	巨大地震の場合	
大津波警報 (特別警報)	5m (3m<予想高さ≤5m)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、 ただちに津波避難タワーや避難ビル、高台へ避難 する
	10m (5m<予想高さ≤10m)		
	10m超え (10m<予想高さ)		
津波警報	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	沿岸部や川沿いにいる人は、 ただちに津波避難タワーや避難ビル、高台へ避難 する
津波注意報	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(なし)	海の中にいる人はただちに海から上がり、 海岸から離れる

○静岡県 防災アプリ

河川氾濫、土砂災害、地震、津波のハザードマップは静岡県の防災アプリ「静岡県防災」でも確認することができます。



避難行動について

○避難時の持ち物の準備

- ・発生時に**いち早く避難**できるように、日頃からリュックなどに必要なものを入れて玄関などに準備しておこう。
- ・以下から必要なものを選択し、実際にリュックにつめ、重さを確認しよう。

○非常持出品の例



- ・女性では生理用品、乳幼児がいる家庭では、ミルクやおむつなども必要になります。
- ・ほとんどの物がホームセンターや100円ショップで購入できます。

○避難先での生活の留意点

- ・冷房・暖房の無い避難所もあります。
- ・電気の供給が止まる場合があります。
- ・慣れない生活で、肉体的・精神的な疲労が予想されます。
- ・開けてから時間が経過した食べ物は食中毒になる可能性があります。
- ・食料品、日用品が支給されるまでに時間がかかる場合があります。
- ・仕切りが無く、プライバシーが確保される空間になっていないことがあります。



避難時の行動について

○避難経路の点検

- ・避難先へ向かう経路についてハザードマップで確認してみましょう。
- ・大雨が降っている中での避難、地震が起こってからの避難を想定し、移動中にどのような危険があるかを考え、最も安全な経路を調べておきましょう。
- ・安全な避難が難しい場合は、大雨になる前の避難や、別の避難先を検討し、「わたしの避難計画」を見直しましょう。

危険な場所の例

・水路や側溝

大雨や夜間（停電時）では道路との境界が見えにくく転落のおそれがある

・橋

大雨で河川が増水して渡れないおそれがある

地震で橋が落ちたり、段差が生じたりして渡れないおそれがある

・川や土手

大雨で氾濫したり、津波がさかのぼってくるおそれがある

・崖のそばや低い土地の道路、アンダーパス

かけ崩れや冠水により通行できないおそれがある

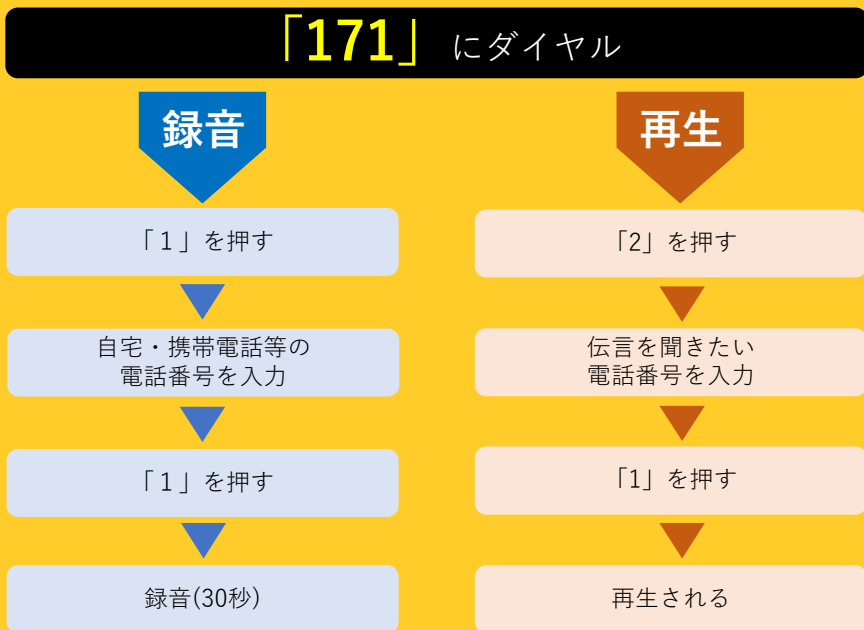
・古い木造住宅や道幅の狭い道路、ブロック塀、自動販売機など

地震による倒壊、転倒により通行できないおそれがある



災害用伝言ダイヤルの使用方法

地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になる場合があります。災害用伝言ダイヤルは、そのような場合に提供が開始される声の伝言板を指します。固定電話、携帯電話・PHS等の電話番号宛てに安否確認情報(伝言)を音声で録音し、その音声を確認することができます。



- ・1電話番号あたり1~10伝言まで登録ができますが、それ以上の伝言登録ができなくなります。
- ・録音、再生時には通話料が必要です。
- ・伝言は登録して48時間が経過すると自動的に消去されます。
- ・登録された伝言は、自動消去以外の方法で消去できません。

災害用伝言ダイヤル (171) 体験利用のご案内

体験利用日：毎月1日及び15日 00:00~24:00、1月1日00:00~1月3日24:00、
防災週間（8月30日9:00~9月5日17:00）、
防災とボランティア週間（1月15日9:00~1月21日17:00）

伝言録音時間：30秒

伝言保存期間：体験利用期間終了まで

伝言蓄積数：20伝言

問合せ先

静岡県危機管理部危機政策課 電話 054-221-2456
吉田町防災課 電話 0548-33-2164

作成：静岡県 令和4年12月
協力：吉田町